



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ ミュージックフェスマラソンに伴う交通規制
- ◎ 秋の全国交通安全運動
- ◎ 交通関係の法律が改正！
- ◎ 陸運業の労働災害防止対策セミナー

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2026

9

1. 長崎ミュージックフェスマラソン開催に伴う交通規制のお知らせ……………	1
2. 荷主の皆様へ ～トラックドライバーに施設内トイレを使用させて下さい！～…	2
3. 令和8年秋の全国交通安全運動の実施について……………	3
4. 行政だより	
○《国土交通省》自動車運送事業者の安全対策補助金……………	9
○《長崎県警察》交通関係の法律が改正！……………	10
5. 全ト協だより	
○ 自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の上限規制に関する周知広報について…	11
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について……………	12
○ トラック運送業界の景況感（4月～6月期）……………	13
○ 軽油価格の調査結果（6月分）……………	17
6. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について……………	18
7. 協会だより	
○ 令和8年度助成事業について……………	20
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について……………	22
8. ドライバー体験記 ～運行管理者としての目標～……………	25
9. 陸災防だより	
○ 災害事例から学ぶ陸運業の労働災害防止対策セミナー……………	26
○ 技能講習のお知らせ……………	27
○ 陸運と安全衛生……………	28
10. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ……………	35
11. 諫早T・Sのご案内……………	37

表紙写真：西望記念館「西望生誕之家」南島原市南有馬町丙393-1

西望公園は、昭和54年に地元の皆さん並びに、全国から寄せられたご協力と、故北村西望先生のご厚意により、ここ西望生誕の地に作品を展示した公園です。園内には屋外に13点、西望の生家である西望記念館には、彫刻・書・絵画など約60点の作品が展示され、西望芸術の足跡をたどることができます。静かな農村にたたずむこの記念館は、有明海や天草の島々や島原の乱で有名な国指定史跡「原城跡」も望め、すばらしい景観の中にあります。西望芸術を育み、そして成長させた原点ともいえるこの地で、西望芸術をご堪能ください。また、市内の主要なところには代表的な作品があり、西望作品を身近に感じることができます。【アクセス】南島原市役所から車で約15分程度

長崎ミュージックフェスマラソン開催に伴う交通規制のお知らせ

長崎ミュージックフェスマラソン開催に伴い、下記のとおり交通規制を行います。

規制日時 令和9年1月31日(日) 8時30分～16時頃

規制区間 諫早市と雲仙市の下記マラソンコース図のとおり

国道57号、国道251号、島原道路(森山西IC～吾妻)、市道吾妻平木場1号線、諫早湾干拓堤防道路、国道207号、長田バイパス、県道55号線、県道41号線

規制内容 全面車両通行止め(大会運営車両・緊急車両除く)

※最後尾ランナー通過後は区間ごとに順次規制を解除します。

詳細な交通規制時間につきましては、長崎県警察本部及び諫早・雲仙警察署との協議が整い次第、本広報誌に掲載いたします。

トラック協会会員の皆さまにおかれましては、事前の運行調整や迂回路の確認にご協力をいただき、円滑な大会運営にご協力をお願いいたします。

また、規制区間周辺では交通混雑が予想されますので、運行計画をご考慮いただくなど、交通事故防止にご協力いただきますようお願いいたします。

安全で円滑な交通環境の確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【長崎ミュージックフェスマラソン コース図】



大会ホームページはこちら⇒



荷主の皆様へ

トラックドライバーに 施設内トイレを 使用させて下さい！

トラックの駐車スペースの確保が難しいため、トラックドライバーが使用できるトイレが少なくて困っています。トイレの我慢は健康被害リスク、そして集中力低下による交通事故発生リスクを高めます。

ご協力をお願いいたします。



トラックドライバーのお約束

- 指定された以外の場所には立ち入りません
- 清潔に使用いたします
- 貴社のルールに従って施設内トイレを使用いたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

令和 8 年

秋の全国交通安全運動の実施

～それいいね 夜道にきらり 反射材～

9月21日(月)～30日(水)



原口 怜久さんの作品

長崎県立大村高等学校1年(当時)

交通安全啓発図画コンクール最優秀作品(令和7年度知事賞)

重点

- 【歩行者】歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 【自動車】夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 【自転車】自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

守ろう交通ルール
高めよう交通マナー

令和8年長崎県交通安全年間スローガン

本年も9月21日から、秋の全国交通安全運動が実施されます。

会員事業所におかれては、この交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本運動の実施結果については、別紙報告書により10月16日(金)までに県ト協あてにFAX095-839-8508していただきますようお願いいたします。

県内統一行事

9月24日(木)	街頭指導活動 広報活動強化の日	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
9月25日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
9月30日(水)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和 8 年秋の全国交通安全運動実施要領

(公社) 長崎県トラック協会

1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和 8 年秋の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和 8 年 9 月 21 日(月)～ 9 月 30 日(水)

3 重点実施事項

- (1) 安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (5) 子供と高齢者の交通事故防止
- (6) 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶
- (7) 広報活動の推進

実 施 細 目

1. 安全運行の確保

事業者等は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最優先であるという意識を社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- ② 事業者及び統括運行管理者・運行管理者（以下「事業者等」という。）は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、日々の点呼等における運転者の疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状

況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図る。

- ⑤ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう指導を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、運転者に対して妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導を徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者に対して車高、視野、死角、内輪差、制動距離等自動車の構造上の特性を把握させ、安全確保を徹底するよう指導する。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、特に後退時等には周囲の歩行者等に対して警報を発する装置を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導を徹底する。
- ⑧ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送（積載）計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラの輸送の安全確保

事業者等は、保安基準緩和の認定を受けた大型トラクタ・トレーラの運行にあたっては、緩和認定の際に付された保安上の制限事項を遵守するとともに、特に速度制限装置の自主点検を実施する等、違法改造の防止に努めるほか、高速道路における第一通行帯の走行を徹底させ、輸送の安全確保に努める。

(5) 追突事故、交差点事故などの防止

事業者等は、追突事故防止について、運転者に対して道路、交通、気象等の状況に応じた安全な速度で走行し、適切な車間距離を保持するとともに、特に高速道路においては、先行車の動きに十分注意して無理な追従をしないよう、国交省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用した指導を徹底し、追突事故防止対策の強化を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を図る。

交差点事故の防止については、横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。

また、事業用自動車事故委員会の調査報告書に提言されている再発防止対策を推進する。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの（危険物に関する）情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実践・励行

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を励行させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（急減速）運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めにエンジnbrake等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し、車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は、日常点検・定期点検を確実に実施する。
- (2) 車輪脱落やスペアタイヤ落下等による事故防止を徹底するため、タイヤ交換時等におけるホイールナットの適切な締付け及び日常・定期点検等におけるボルトの緩み、破損の有無の確認励行を徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させる。
- (4) 突入防止装置の取外し、速度抑制装置の解除・取外し等不正改造の排除について徹底する。
- (5) 無車検車両及び無保険車両は運行しない。

3. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

(1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・

帰庫時に確認するなどして適正なシートベルトの着用を指導する。

(2) 取付け状況の点検

事業者等は、装備されているシートベルトの取付け状況を点検し、常に使用可能な状態を保つように努める。

4. 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進

(1) 事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の視界不良の点灯について指導を徹底する。

(2) 事業者等は、運転者に対して夜間走行時、他の交通の幻惑など交通に支障がない場合は、前照灯を上向きにするなど、夜間の視界の確保について指導を徹底する。

(3) 事業者等は、運転者に対してトンネル内におけるライトの点灯について指導を徹底する。

5. 子供と高齢者の交通事故防止

(1) 事業者等は、運転者に対して「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導し、特に子供、高齢者、障害者等には配慮し、目にしたときは、常に徐行することを励行させ、子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。

(2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

6. 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶

(1) 事業者等は、運転者に対して飲酒運転あるいは危険ドラッグ、覚せい剤使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、アルコール検知器の適切な使用など厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶を図る。

(2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。

① 酒を飲んだら運転しない。

② 運転する前には、酒を飲まない。

③ 運転する人には、酒を出さない。

7. 広報活動の推進

(1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。

(2) 会員事業所にある場合は、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

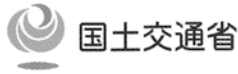
事業者用

令和8年秋の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名				
1 事業用自動車の安全運行の確保				
(1)具体的な実施内容				
(2) 研修、教育、幹部の巡視等				
実施年月日		実 施 内 容		出席者数
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】				
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況
計画	実績	計画	実績	良 ・ 否
台	台	台	台	
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底				
(1) 着用できる状態であるかの点検状況				
(2) シートベルト着用状況				
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】				
(1)子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保				
「横断歩道「止まらんば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進				
(2)高齢運転者の交通事故防止				
(3)脇見・ぼんやり・ながら運転の防止				
(4)飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶				
(5)全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用				
(6)夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行				
5 広報活動の推進				
	掲示場所	個数(枚数)	内 容	
垂幕・旗				
ポスター				
立看板				
6 その他特記事項				
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)				
事故件数:	件	死者:	名	負傷者: 名

※トラック協会に10月16日(金)迄に報告してください。

行政だより



令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金

自動車運送事業者の安全対策補助金

Ⅰ. 自動車運送事業の安全総合対策事業

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和9年1月29日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
運行管理の高度化 に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①デジタル式運行管理記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む） ※機器ごとに上限金額あり	80万円(1/3) ※条件により補助上限額120万円となる場合や補助率1/2となる場合がございます。 詳細はHPIにてご確認ください。
過労運転防止のための先進的な取り組み に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転手の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転手の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器 ※一部機器ごとに上限金額あり	80万円(1/2)
健康起因事故防止を推進するための取り組み に対する支援	自動車運送事業者	以下の検査を事業用自動車の運転手に実施する事業に要する経費 ①睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 ②脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査） ③心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査） ④眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）	50万円(1/2)

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和8年12月25日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
社内安全教育の実施 に対する支援	自動車運送事業者	以下の外部教育を導入する事業に要する経費 ①事故防止コンサルティングの活用事業 ②貸切バス運転者の研修事業	▼①の場合 100万円(1/3) ▼②の場合 50万円(1/2)

補助対象期間 ※支援策共通

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援に関する詳細は裏面をご覧ください▶▶▶

令和8年
7月から

交通関係の法律が 改正！

飲酒運転は
絶対にやめましょう！

飲酒運転・危険運転は、重大な犯罪です！



1 道路交通法の改正

1 飲酒に関する要件が明確化！

酒気帯び運転
(これまでと同じ基準)

呼吸アルコール濃度

0.15
mg/l以上

で酒気帯び運転


酒酔い運転
(新たに基準を明確化)

呼吸アルコール濃度

0.5
mg/l以上

で酒酔い運転

0.5mg/l未満でも、
正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転に該当する
場合があります。

基準を
明確化！

よくある質問にお答えします！ Q&A

Q 0.5mg/l未満なら
酒酔い運転にならない？

A いいえ。正常な運転ができない
おそれがある状態であれば、
酒酔い運転となる場合が
あります。

0.5未満
だから大丈夫？


Q 少しだけなら運転しても大丈夫？

A いいえ。少量の飲酒でも判断力や
反応が低下します。飲んだら運転
しないさせないが鉄則です。

飲んだら
乗らない！


2 危険運転致死傷罪の改正

1 飲酒に関する要件が明確化！

危険運転致死傷罪においても、飲酒に関する要件が
明確化されました。

飲酒に関する
要件が
明確化！


呼吸アルコール濃度

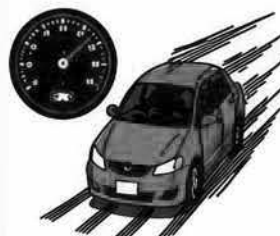
0.5mg/l以上

人を死傷させる事故は危険運転！

2 対象となる危険運転が追加！

次のような危険な運転をして人を死傷させた場合、
危険運転致死傷罪の対象となります。

著しい速度超過

最高速度を一定以上超えるなど
著しい速度超過での運転


ドリフト、ウイリー走行など

殊更にタイヤを滑らせたり
浮かせるなど進行を制御する
ことが困難な走行


罰 則



飲酒運転

・3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



酒酔い運転

・5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

危険運転致死傷罪

人を死傷させた場合、次のような非常に重い刑罰が科されます。

人を負傷させた場合

・15年以下の拘禁刑

人を死亡させた場合

・1年以上20年以下の拘禁刑



飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人に飲ませない！

運転する人には
お酒をすすめない！

ハンドルキーパー
制度を活用しよう！

代行運転やタクシーを
利用しよう！

お酒を飲んだら
時間を空けよう！
アルコールが抜けるまで
しっかり時間を！

同乗、依頼も禁止！



長崎県警察 飲酒運転のない、安全・安心な長崎県を目指しましょう。

全ト協だより

自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の 上限規制に関する周知広報について

標記の件について、全ト協より協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

令和 8 年 7 月 31 日

関係団体 各位

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の 上限規制に関する周知広報について

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、令和 6 年 4 月より時間外労働の上限規制が適用開始となった自動車運転の業務、建設の事業に関して、荷主や発注者等の取引関係者による取引慣行の改善に向けた機運の醸成がより一層図られるよう、時間外労働の上限規制の遵守に向けた取組を促しながら、取引関係者に荷待ち時間の削減や適正な工期の設定等への理解と協力を呼びかけてまいりました。

今年度につきましても、引き続き、下記特設サイト及び各ポータルサイトを通じて情報発信を行ってまいりますが、今般、新たに俳優の内田有紀さんを起用した PR 動画等を作成いたしました。

つきましては、周知用リーフレット及びポスターを送付いたしますので、各会員に対する周知への御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。また、リーフレット・ポスターの数に限りがあることから、関係者等に周知いただく際には、特設サイト・ポータルサイトの URL をご活用ください。

なお、内田有紀さんをイメージキャラクターに起用した周知用リーフレットやポスターを広報誌等に掲載する場合には、本周知広報事業の受託者及び内田有紀さんの所属事務所等の確認が必要となりますので、事前に下記フォームよりお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

※ PR 動画は 8 月 3 日より「はたらきかたススめ」において公開となります。

○自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

○建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

(お問い合わせフォーム)

<https://forms.cloud.microsoft/r/J8t1L5YrHx?origin=1prLink>

(担当)

厚生労働省労働基準局労働条件政策課特別対策係 濱田 TEL：03-5253-1111（内線5525）



近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和8年8月12日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	3.15%	3.25%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

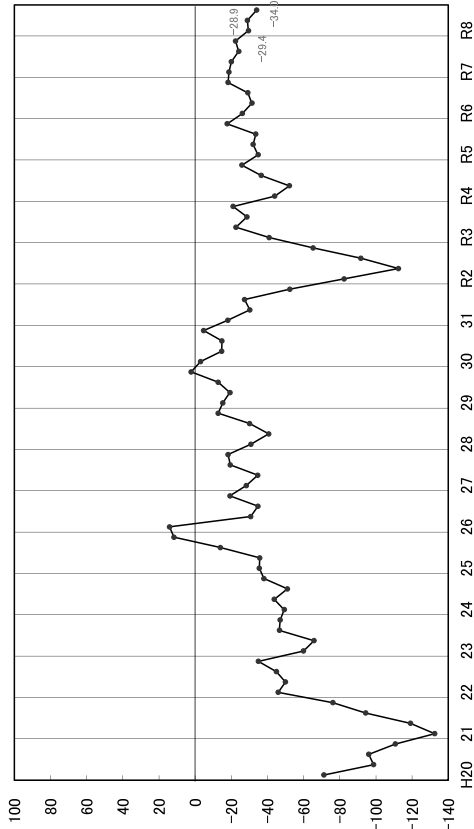
令和8年8月12日



1 業界の景況感:今回(令和8年4月～6月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・今期、中東情勢悪化に伴う原油高の影響等がマイナス要因として作用したものの、運賃・料金水準の改善による経常損益、営業利益の持ち直しを背景に、景況感は前回▲29.4から▲28.9へ0.5ポイント改善した。						
今後の見通し	・来期の見通しは、輸送数量の減少に加え、原油高に伴う燃料価格高騰への懸念や運賃・料金水準の頭打ちを織り込み、景況感は今回▲28.9から▲34.0へ5.1ポイント悪化する見込みである。						
業界の景況感							

トラック運送業界の景況感(業況判断DI)の推移



(注1)各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R8.1月～3月期)の状況、中段は今回(R8.4月～6月期)の状況、下段は今後(R8.7月～9月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の数値に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = $a1 + a2 + a3 + a4 + a5$ (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $((+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)) \div A \times 100$

第134回

トラック運送業界の景況感(速報)

令和8年4月～6月期

2026年6月の日銀短観では、大企業製造業の業況判断DIは+22%ポイント(前回比+5%ポイント)となった。原油高により窯業・土石製品などは悪化したものの、素材業種・加工業種がともに4ポイント改善し、円安も下支えとなった。

トラック運送業界においては、今期、中東情勢悪化に伴う原油高の影響等がマイナス要因として作用したものの、運賃・料金水準の改善による経常損益、営業利益の持ち直しを背景に、景況感は前回▲29.4から▲28.9へ0.5ポイント改善した。

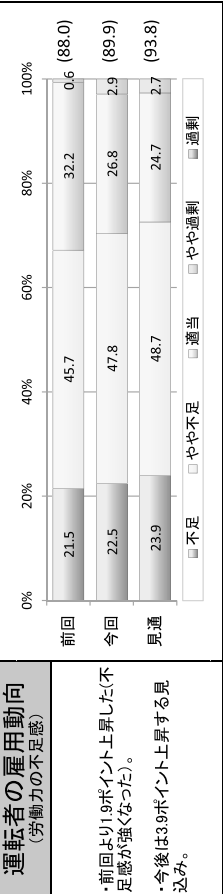
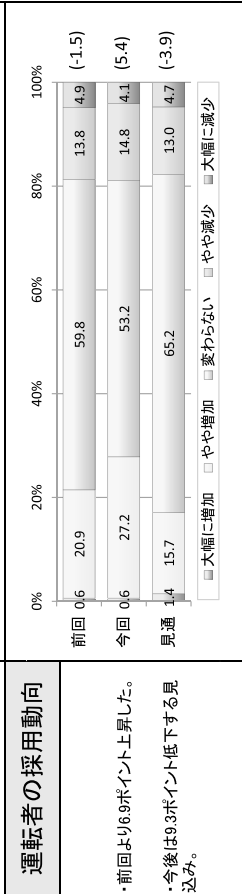
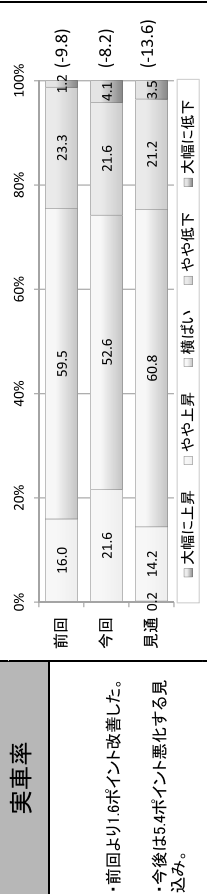
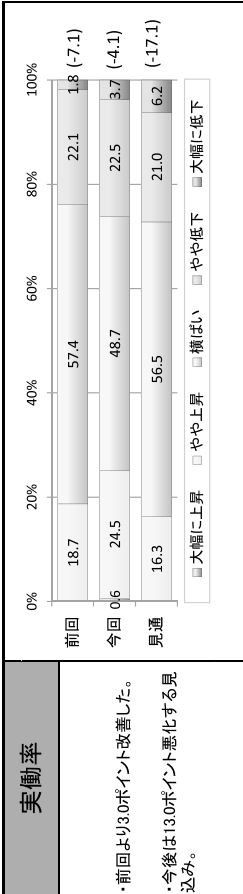
なお、来期の見通しは、輸送数量の減少に加え、原油高に伴う燃料価格高騰への懸念や運賃・料金水準の頭打ちを織り込み、景況感は今回▲28.9から▲34.0へ5.1ポイント悪化する見込みである。

令和8年8月19日

公益社団法人 全日本トラック協会

2 共通の概況①: 今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

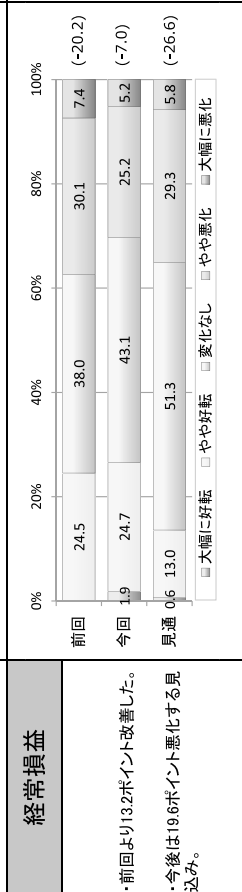
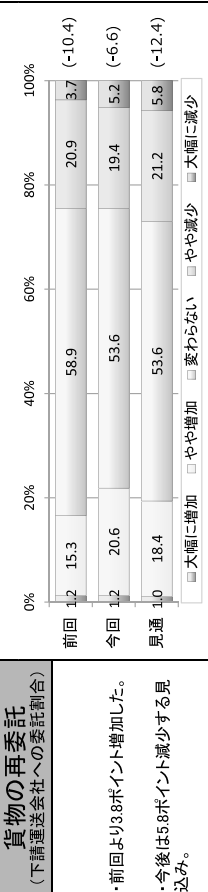
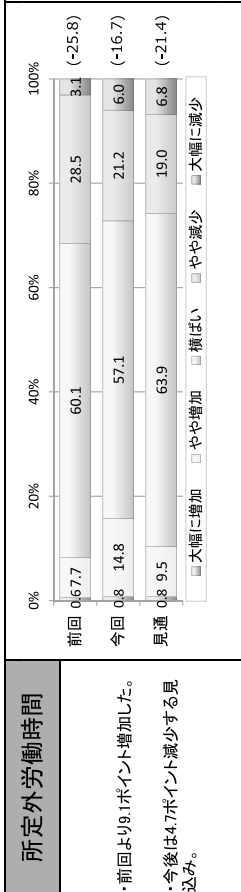
今回の状況	・ 実働率は▲4.1(前回▲7.1)と3.0ポイント改善、実車率は▲8.2(前回▲9.8)と1.6ポイント改善し、輸送効率が向上した。 ・ 運転者の採用動向は5.4(前回▲1.5)と6.9ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は89.9(前回88.0)と1.9ポイント上昇した(不足感が強くなった)。
今後の見通し	・ 実働率は▲17.1(今回▲4.1)と13.0ポイント悪化、実車率は▲13.6(今回▲8.2)と5.4ポイント悪化する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲3.9(今回5.4)と9.3ポイント低下し、運転者の雇用動向は93.8(今回89.9)と3.9ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。



(注4)雇用状況については、上段は前回(08.1月～3月期)の状況、中段は今回(08.4月～6月期)の状況、下段は今後(08.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく(その期の状況)を、見通しは前年同期比の見通しを集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 所定外労働時間は▲16.7(前回▲25.8)と9.1ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲6.6(前回▲10.4)と3.8ポイント増加した。 ・ 経常増益は▲7.0(前回▲20.2)と13.2ポイント改善した。
今後の見通し	・ 所定外労働時間は▲21.4(今回▲16.7)と4.7ポイント減少し、貨物の再委託は▲12.4(今回▲6.6)と5.8ポイント減少する見込みである。 ・ 経常増益は▲26.6(今回▲7.0)と19.6ポイント悪化する見込みである。



【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3か月ごとに実施。第134回調査は、令和8年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和8年7月31日回収分までを集計。

	特種	一般	回答事業者全体
	52	455	485

4 一般貨物:今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 一般貨物では、輸送数量は▲13.6(前回▲19.6)と6.0ポイント改善、運賃・料金の水準は32.7(前回24.1)と8.6ポイント改善し、営業収入(売上高)は4.0(前回▲11.4)と15.4ポイント改善した。 - 営業利益は▲11.6(前回▲27.2)と15.6ポイント改善した。
今後の見通し	- 一般貨物では、輸送数量は▲26.6(今回▲13.6)と13.0ポイント悪化、運賃・料金の水準は24.0(今回32.7)と8.7ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲14.5(今回4.0)と18.5ポイント悪化する見込みである。 - 営業利益は▲27.9(今回▲11.6)と16.3ポイント悪化する見込みである。

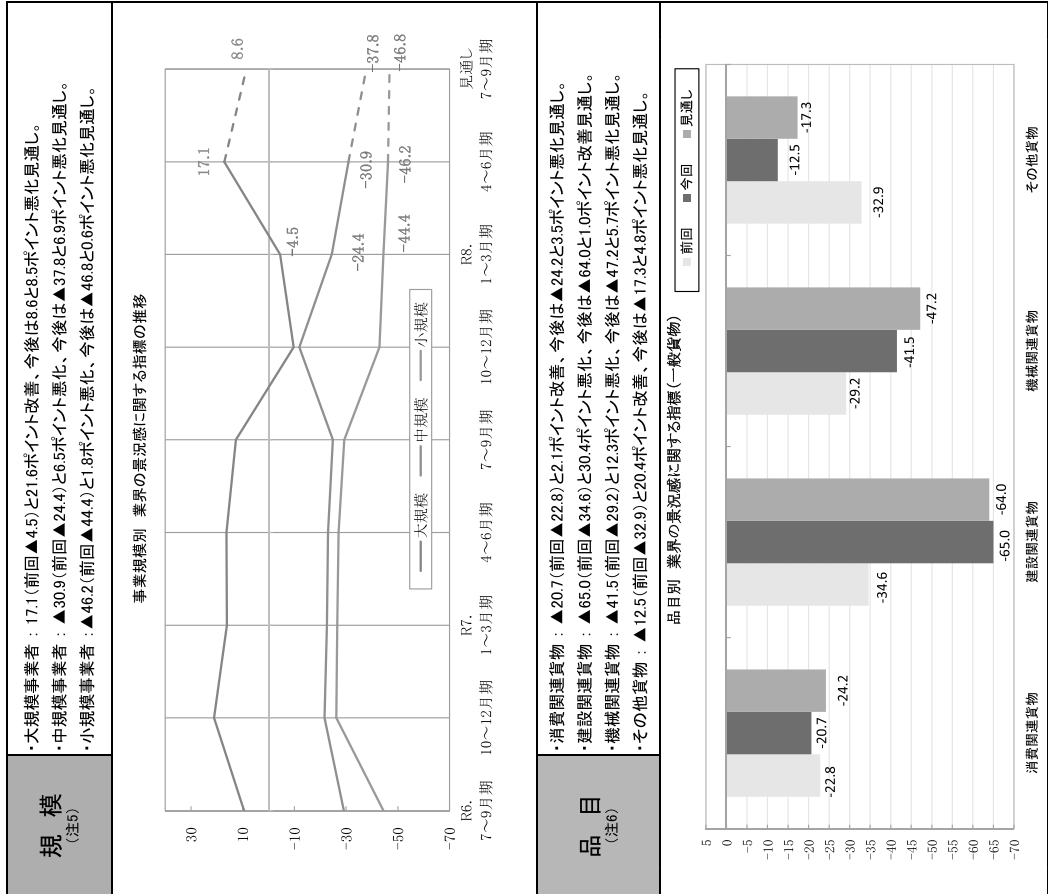
輸送数量	前回 今回 見通 20.3 2.6 0.7 44.3 24.8 17.8 31.0 33.2 31.6 4.4 5.3 7.0 (-19.6) (-13.6) (-26.6) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少
運賃・料金の水準	前回 今回 見通 36.1 44.0 36.0 53.2 46.4 54.9 9.5 8.1 5.9 1.3 1.5 3.1 (24.1) (32.7) (24.0) ■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや下落 ■大幅に下落
営業収入(売上高)	前回 今回 見通 0.6 3.3 21.3 25.3 30.8 41.1 27.8 27.3 25.3 5.1 3.1 5.3 (-11.4) (4.0) (-14.5) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少
営業利益	前回 今回 見通 19.0 3.3 0.7 43.0 22.6 13.4 29.7 26.8 27.3 8.2 7.0 7.7 (-27.2) (-11.6) (-27.9) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少

※特積貨物の指数は、「宅配貨物」及び「宅配以外の貨物」の各指数を統合

5 特積貨物:今回(令和8年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 特積貨物では、運賃・料金の水準は40.4(前回50.0)と9.6ポイント悪化したものの、輸送数量は9.6(前回▲21.4)と31.0ポイント改善し、営業収入(売上高)は17.3(前回7.1)と10.2ポイント改善した。 - 営業利益は9.6(前回▲7.1)と16.7ポイント改善した。
今後の見通し	- 特積貨物では、輸送数量は▲17.3(今回9.6)と26.9ポイント悪化、運賃・料金の水準は25.0(今回40.4)と15.4ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は5.8(今回17.3)と11.5ポイント悪化する見込みである。 - 営業利益は5.8(今回9.6)と3.8ポイント悪化する見込みである。
輸送数量	前回 今回 見通 14.3 28.8 11.5 50.0 51.9 63.5 35.7 19.2 21.2 (-21.4) (9.6) (-17.3) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少
運賃・料金の水準	前回 今回 見通 50.0 42.3 28.8 50.0 55.8 67.3 50.0 1.9 3.8 (50.0) (40.4) (25.0) ■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや下落 ■大幅に下落
営業収入(売上高)	前回 今回 見通 28.6 5.8 1.9 50.0 61.5 51.9 21.4 13.5 13.5 7.1 (17.3) (5.8) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少
営業利益	前回 今回 見通 7.1 3.8 1.9 14.3 23.1 25.0 50.0 53.8 55.8 21.4 17.3 11.5 (-7.1) (9.6) (5.8) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少

6 事業者特性別の特徴①：規模別・品目別 業界の景況感



(注5) 規模別分類 大規模事業者：101両以上 中規模事業者：21両以上100両以下 小規模事業者：20両以下

(注6) 品目別分類 消費関連貨物：農水産品、食料工業品、日用品など

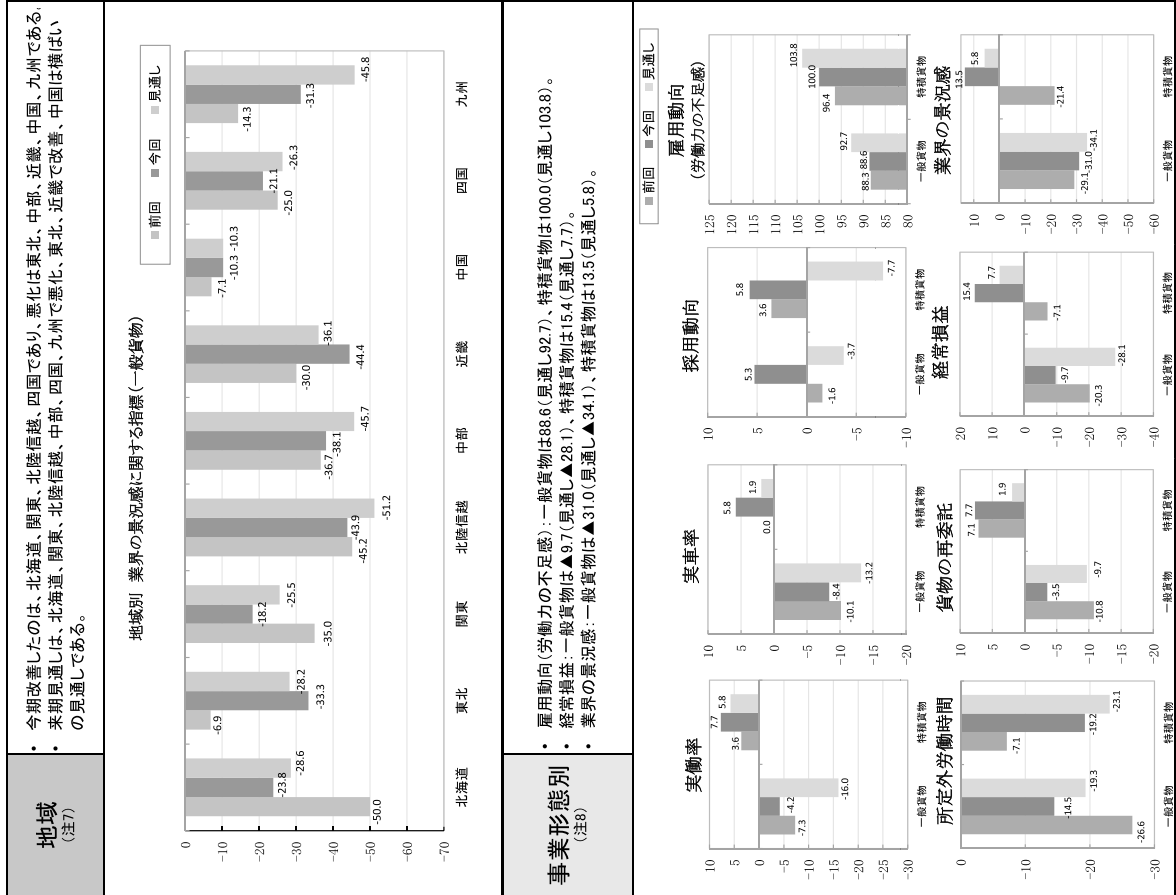
建設関連貨物：林産品、砂利、砂、石材、建設用資材、窯業品（セメント等）など

機械関連貨物：電気機械（家電含む）、輸送機械（自動車等）など

その他貨物：石炭、原油、石油、化学、紙・パルプなど

品目別業界の景況感に関する指標は、「一般貨物」の輸送品目について1位の回答を反映している。

7 事業者特性別の特徴②：地域別・事業形態別 業界の景況感等



(注7) 地域分類は地方運輸局管轄地域区分に基づく。なお、グラフは一般貨物の事業者のみ集計している。

(注8) 事業形態の分類は、「一般貨物」及び「特種貨物」である。

軽油価格の調査結果（6月分）

6月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	131.90	122.67	133.88
全国(沖縄除)	130.10	121.76	129.73

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.37	122.00	134.98
出光昭和シェル	134.09	123.69	132.72
キ グ ナ ス			
コ ス モ	126.00	118.48	139.15
そ の 他	128.87	123.44	132.78

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満	132.93	122.81	135.02
30～50キロ リットル未満	126.50	123.78	121.70
50～100キロ リットル未満	120.97	121.43	121.20
100キロ リットル以上		120.58	122.20

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	138.23	125.79	122.35
30～60日未満	129.25	122.62	135.00
60 日 以 上	135.49	120.83	121.20

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月 別 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2026 年 2 月	117.71	105.63	119.19
2026 年 3 月	134.13	129.99	132.87
2026 年 4 月	131.09	130.06	131.26
2026 年 5 月	130.85	123.98	132.55
2026 年 6 月	131.90	122.67	133.88

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和8年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。

インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所 TEL：095-821-8853

インターネット予約 <https://www.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL：093-293-2359 FAX：093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL：0959-27-0136 FAX：0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関または長崎県トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習：8,900円

一般講習：3,200円 (協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※原則、助成の対象となるのは同一年度内で1人1回までとなります。

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング(eナスバ)」は受講完了が助成の条件となります。(一般講習のみ)

※講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

※令和7年度より修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わりました。(自動車事故対策機構、新西海DS)

【持ってくるもの】筆記用具

(自動車事故対策機構) 予約確認書、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

(おんがDS) 運行管理者講習手帳(講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm×横2.4cm」)、予約申込書

(新西海DS) 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)

【受付時間及び講習時間】 ※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
自動車事故対策機構	9：15～9：50	基礎講習	1日目	9：50～17：00
			2日目	10：00～16：00
			3日目	10：00～16：00
		一般講習	9：50～16：00	
おんが自動車学校	9：00～9：30	一般講習	9：30～16：00	
新西海自動車学校	9：30～10：00	基礎講習	1日目	10：00～17：00
			2日目	10：00～17：00
			3日目	10：00～15：00
		一般講習	10：00～16：00	

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月10日(水)～6月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル地下会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所
第2回	6月23日(火)～6月25日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第3回	6月29日(月)～7月1日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第4回	11月17日(火)～11月19日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月24日(火)～11月26日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月9日(水)～12月11日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	6月19日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第2回	7月2日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO3階 会議室」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第3回	7月4日(土)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月10日(金)	長崎市「ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所
第5回	7月25日(土)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第6回	7月29日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	8月6日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第8回	8月21日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第9回	8月29日(土)	平戸市「たびら活性化施設」	40名	新西海自動車学校
第10回	9月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第11回	9月4日(金)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第12回	9月17日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校
第13回	9月18日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校
第14回	9月29日(火)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校
第15回	10月1日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第16回	10月4日(日)	西海市「新西海自動車学校」	40名	新西海自動車学校
第17回	10月16日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第18回	11月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第19回	11月14日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	40名	新西海自動車学校
第20回	11月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第21回	12月3日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第22回	1月7日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	6名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★
第23回	1月20日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第24回	1月29日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おなが自動車学校
第25回	2月4日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	16名	自動車事故対策機構 長崎支所 ★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

令和 8 年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申 請 期 間：7／1（水）～12／18（金）** ※免許等取得促進助成事業は**1／29（金）**まで
実績報告期限：2／19（金） ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3／19（金）**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概 要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の 1/2（上限 5 千円／台） 運行管理連携型：機器価格(税抜)の 1/2（上限 1 万円／台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④ I T 点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の 1/2 (上限 2 万円／台) ②機器価格(税抜)の 1/2 (上限 10 万円) ⑤取得価格(税抜)の 1/2 (上限 3 万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限 10 万円)
	その他条件等	* ②は、車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 トン以上のものに限る。 * ④は、I T 点呼に使用するアルコール検知器については、G マーク取得事業所に限る。 * ⑤は、600 N・m 以上の締め付け能力を有するもの 1 事業所 1 台 ⑥は、1 事業者 1 台ただし G マーク取得事業者は 2 台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の 1/2 (上限 2 万円／台)
	その他条件等	* G マーク事業所における I T 点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	1 台あたり装置の取得価格の 2 分の 1 (上限 5 万円／台)
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第 1 次検査および第 2 次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	第 1 次検査および第 2 次検査の合計費用の半額 (上限 2, 5 0 0 円／人)
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等含)の全額又は一部及び交通費(離島地区外 5 千円、離島地区 1 万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日): 55,440 円(受講料の全額)+交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日): 53,900 円(受講料 77,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日): 53,900 円(受講料 77,000 円の 7 割)+交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、G マーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000 円)
	助成上限	研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年 1 0 回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	6 0 才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

助成事業		概 要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 9.2.19 ※令和 8 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1. 2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	助成上限	車両数の 1. 2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 800 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.4.1～令和 9.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 *助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 2 0 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 *令和 8.4.1～令和 9.2.19 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円 （全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 *上限 6 万円 （全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 *上限 6 万円 （全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 2 0 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 9.1.29 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 8.7.1～令和 8.12.18 実績報告期限：令和 9.2.19
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円 ※e ナスバは受講完了した場合のみ助成対象

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和8年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（適齢・初任） ＊開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（65才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 ＊開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 ＊開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） ＊開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A 適性診断（適齢・初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B 初任運転者特別指導講習会	16～17	14～15	3～4	8～9	6～7	10～11	21～22	11～12	9～10	14～15
	C 高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催（おんが）	D 一般・初任貨物運転者研修		16～17	20～21	18～19		12～13	10～11	7～8		16～17
	E 添乗（同乗）指導者研修						26～27				
	全ト協 一般・初任運転者研修	11～13		6～8				17～19	21～23		
	添乗・指導管理者研修				11～13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先 (TEL)

※

(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	受講者氏名			
	生年月日 (年齢)			
1		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	
2		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	
3		☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日)	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日)	月 日 時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 (歳)	☐ 受診しない	☐ 受講しない	

【実施場所】 **長崎県トラック協会研修会館** (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3

TEL 0959-27-0136

FAX 送信先 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日 (13 時間)	
2	初任運転者研修 2 日 (15 時間)	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日 (13 時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受 講 者 氏 名	性 別	年 齢	生年月日	採 用 年 月 日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			

※交通費助成申請 ☐ 離島地区外：5千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、杬岐、対馬）：1万円

【 注 意 】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

「事故件数40件」この数字を見て息が止まる思いだ。私自身、運行管理者となり早12年余り。今までの経験上最悪の数字となった。これまでの、運行管理業務、安全に対する教育は間違いであったのだろうか。無意味な行為だったのだろうか。

確かに、ここ数年は車両台数、社員数とも急激に伸ばしている弊社だが、事故件数が比例する事は当たり前ではない。そのために私がいる。会社に任されている私がいるのだ……。弊社には75名を超える社員がいるが、運転者みなさんは暑い日も寒い日も、必死になって業務を行っている。彼ら、彼女たちに安全な運行を伝え教育をし、帰社させてることが私の使命のはずだ。運行前点呼では、仕事の事はもちろん体調の事、趣味や家族の事まで出来る限り話をするようにしている。それぞれの仕事に対する思いや、悩み、そこから運転の癖、性格の違いを各々違う教育でしてきた。

事故件数も順調に減り、少しずつ結果が出てきたように思っていたが、令和6年度は冒頭の数字だ。日々悩む、どうしたものか……。ある日、朝の点呼時間に他の仕事が入り補助者に一時間ほど始業点呼を任せた。その仕事を終え足早に点呼場へ戻ると、いつも見ない顔をする運転者がそこにいた。彼は口数が少なく、特に笑う事もない。そんな印象の彼だった。ところがどうだ。目の前にはケラケラと笑う彼と点呼補助者。私はそんな彼の笑顔を見たことがない。楽しそうに点呼を受ける彼を見て、ようやくわかった。私は管理者だ。運転者から見れば上司になる。緊張とは違うが、よそ行きの態度をするのが当たり前なのだ。私は部下と話すのだから「なんでもいってくれ」などと言い、いい気分になっているだけなのだ。運転者同士、気の合う者同士で話す時に一番本音が出る。心から話し合える。ようやく少しわかった気がする。

以前、社長に結束力を高める方法が有ります。小グループに分けてミーティングを実行してはどうですか、さっそく実行した。初めに3名～5名単位で分けた。そして話す内容を明確にした。

・前年度事故を分析し、皆で防ぐ方法を話した
・車両点検を各自どう行っているのか話し合い、小さな違和感を共有し、大きな故障をふせぐ。
この二点だけはしっかり話すことを目標にし、あとはグループに任せることにした。

そして驚くことに、結果はすぐ出た。

我々管理者は現場に出ることが少ない。ハンドルを握ることも少なくなってきた。だが、現役運転者は違う。今まさに運転業務についている者同士、考えていること、注意していること、現場内、そして交差点、危険な横断歩道やありとあらゆる道路状況。それを話し合うことで生れる共有。5名で話すと、一気に5日分の情報が手に入る、その場で5名分のヒヤリハットが共有できるのだ。

危険な現場の情報が先に手に入り、一層注意して搬入することが出来た。

待機場所の情報が、わかり時間調整することなく運転だけに集中することが出来るようになった。車両点検を正確に行い、気にならなかった異音に気づき、車両の異常が察知できた。それより愛車精神が向上して車両清掃を念入りに行うようになった。「小グループに分けてのミーティング」

急激に社員数を増やした弊社において、この取り組みは想像以上の効果をもたらせた。

又、二つの「明確な目標」

を掲げたのもよかった。

私は思う。人はゴールがなければ走れない。頂上が無ければ山に登る意味を失う。

無事故・無違反で帰社することが当たり前となってしまった運転者において、彼らはなにを目標に走るのだろうか。ならば我々管理者が彼らの目標を掲げよう、一定のゴールを彼らに伝えよう。

現在では我々が何も伝えることなく充実して行われているミーティングが、大きく形を変えてきている。きっと彼ら達でたくさんの目標を掲げているのだろう。

私自身、まだまだ道半ばですが、力の限り自分自身の人生目標を掲げ、全力で運行管理業務に取り組んでいく所存です。

ドライバー体験記

運行管理者としての目標

(関東) ㈱アライアンス・コーポレーション

梅田 一郎



陸災防長崎県支部からのお知らせ

厚生労働省
補助事業
参加費
無料

災害事例から学ぶ陸運業の 労働災害防止対策セミナー



このセミナーでは、陸運業において実際に発生した6つの労働災害をもとに、その発生要因やメカニズム、そして具体的な再発防止に向けた作業手順の遵守や点検の重要性について学んでいきます。さらに、労働安全衛生法令や専門用語をやさしく説明します。是非この機会に、職場における安全衛生対策を見直し、安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和8年 10月2日（金） 13:30-16:00

会場名：長崎県トラック協会研修会館 住所：長崎市松原町2651-3

セミナーの内容

- 1 労働災害の分析、災害発生のメカニズム、対策等
- 2 法令について
- 3 災害事例
 - (1) 荷台からの墜落・転落災害
 - (2) テールゲートリフターの昇降板からの墜落・転落災害
 - (3) 荷台から飛び降りようとして地面に激突した災害
 - (4) フォークリフトによるはさまれ・巻き込まれ災害
 - (5) 無理な動作・動作の反動（腰痛）
 - (6) 熱中症

定 員：50名

申込締切：9月24日(木) ただし、定員に達し次第締め切ります。

※受講票等は送付しません。

受講証明：研修受講者には、受講証明書をお渡しします。

お問合せ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）長崎県支部 TEL 095-813-8500

（切り取らずにそのままご送信ください。）

参 加 申 込 書

（送信先FAX 095-839-8508）

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL () -	ご担当者

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
(一社)長崎県労働基準協会	長崎市	095-849-2450 http://www.n-roukikyo.or.jp
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 https://nagasaki-crane.com
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 https://www.cat-kyushu.co.jp/kc/branch/nagasaki
島原自動車学校	島原市	0957-62-5271 https://shimabara.co.jp/
(一社)日本クレーン協会 長崎支部	長崎市	095-822-8929 https://crane-nagasaki.jp/

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 長崎市星取1丁目1-28

フォークリフト

玉掛け

高所作業車

小型移動式クレーン

床上操作式クレーン

電話:095-824-4910 <https://nagasaki-crane.com/>

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

○安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部

092-431-1604

<http://www.rikusaibou-fukuoka.com/>

※まずは、各機関にお問い合わせください

○陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

データからみる陸運業の熱中症災害②

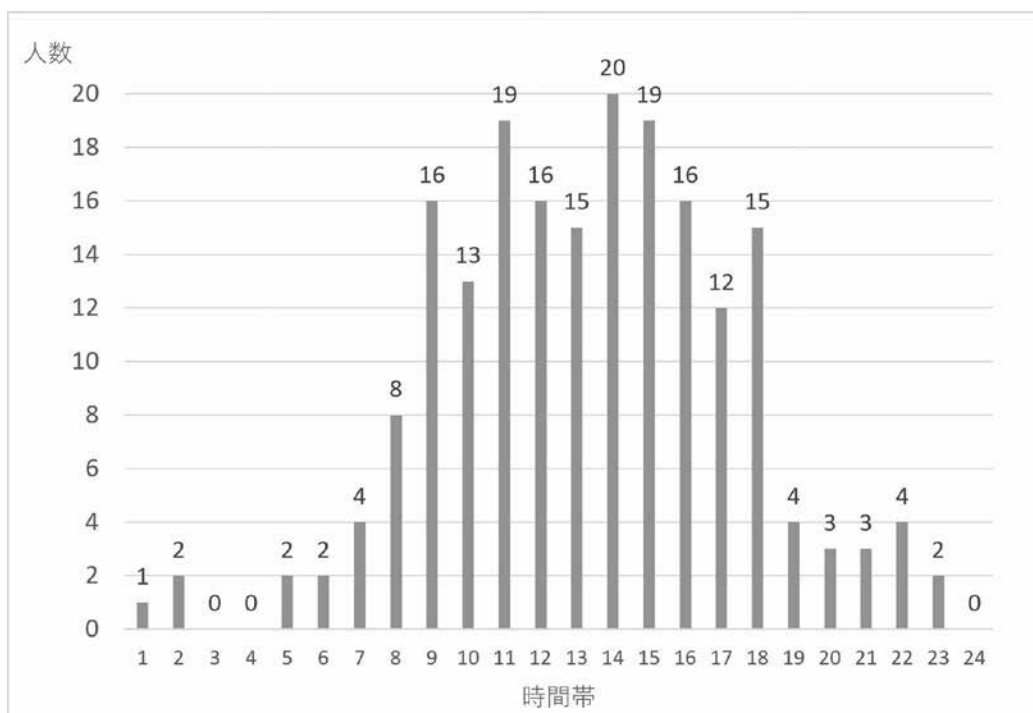
～発生時間帯と作業環境～

熱中症は、陸運業の現場においても毎年多く発生しており、その対策は重要です。

本連載では、令和6年に発生した陸運業における熱中症及び熱中症と疑われる休業4日以上
の死傷災害196件（※厚生労働省の統計値とは異なります。）を分析し、どのような状況
で発生しやすいのか、その傾向や特徴をまとめました。

発生時間帯

死傷病報告（休業4日以上）の災害概要を基に分類したものです。
記載内容から判断しているため、一部推定を含みます。

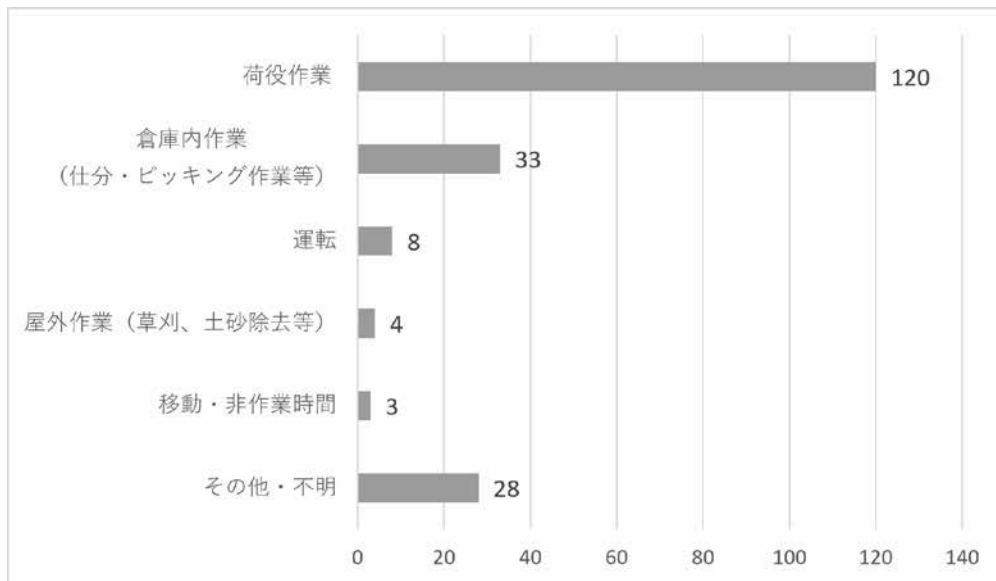


活動量が多くなる時間帯の9時～18時に集中しています。気温の上昇も、熱中症の発生リスクを高めることが分かります。特に、昼前の11時、疲労が蓄積し、かつ気温のピークとなる時間帯である14時～15時は件数が多くなっています。

気温が高くなる時間帯は作業時間を調整し、特に暑さが厳しくなる時間帯には、休憩を取るなど、身体負荷を軽減するような対策が求められます。

また、作業後に帰宅してから症状が悪化した事例が確認されています。帰宅後に不調が現れた事例が2件、作業中に体調不良を自覚しながら帰宅後に症状が悪化した事例が4件あり、中には帰宅後に倒れ、救急搬送されたケースもありました。作業中に症状が軽いと感じて、その後悪化する場合があります。体調に異変を感じた場合は無理をせず、早めに作業を中断し、必要に応じて医療機関を受診することが重要です。

熱中症発症に繋がったと考えられる作業



熱中症の発症につながったと考えられる作業では、荷役作業が120件（61%）と最も多く、次いで倉庫内作業（仕分・ピッキング作業等）が33件（17%）となりました。

荷役作業の主な内訳は、荷積み・荷卸しが82件と最も多く、次いで配達・集配が22件でした。荷積み・荷卸しや固縛作業などは他の作業と比べて身体作業負荷が高く、短時間であっても熱中症リスクを高めます。台車やリフターなどの補助器具の活用や、複数人で作業するなど、状況や実態に合わせて身体作業負荷を軽減する措置を取りましょう。

また、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の急な体温上昇を抑えるプレクーリングという方法もおすすめです。体の表面から冷やす方法と、冷水やアイススラリー（氷入り流動性飲料）等を摂取することで、体内から冷やす方法があります。

プレクーリング の例

- ・クールベストの着用
- ・手足の冷却
- ・手足を浸水させた状態で送風スプレー
- ・アイススラリー（氷入り流動性飲料）の摂取



比較的手軽に導入できるアイススラリーは、コンビニやドラッグストアで購入でき、ミキサーを使用して自分で作成することも可能です。

プレクーリングについての詳細は、厚生労働省のYouTube（以下URL及びQRコード）で確認することができます。

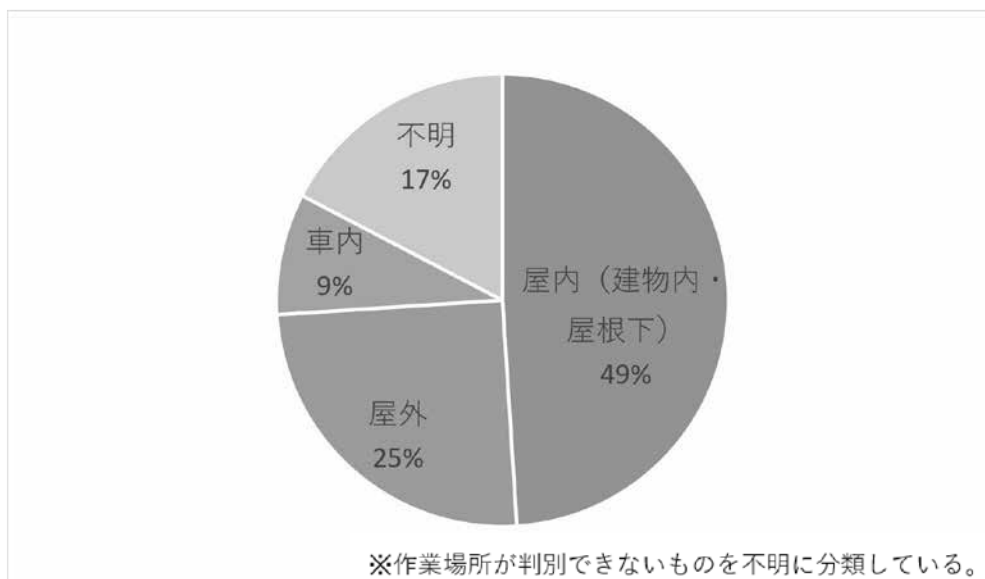
<https://youtu.be/BPJlpCnHqHc?si=u2Ssb6AbMeMrPCmB>

作業環境や状況に合わせて、取り入れやすい方法を選びましょう。



【職場における熱中症予防】
6.プレクーリング/厚生労働省

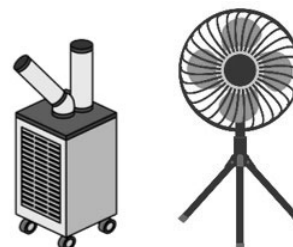
作業場所（直射日光が当たる場所を屋外、当たらない場所を屋内と定義）



作業場所を、直射日光が当たる場所を「屋外」、当たらない場所を「屋内」として分類したところ、屋内での発生が約半数という結果になりました。倉庫内や屋根のある荷捌き場など、直射日光が当たらない場所でも多く発生しています。風通しが悪い場所や熱がこもりやすい場所では、気温や湿度が高くなりやすいため、屋内であっても注意が必要です。作業場所に応じて、適切な休憩や水分・塩分補給、空調設備の活用など、暑熱対策を徹底しましょう。

暑熱対策では、作業者自身の体調管理だけでなく、作業環境の改善も重要です。WBGT値を測定し、危険度を把握したうえで、

- ・スポットクーラーや大型ファン等による冷却
- ・日よけや遮熱シートの設置
- ・冷房の効いた休憩場所の確保
- ・車両の空調設備の適切な点検・整備
- ・送風設備やミスト（※多湿や無風の環境では、湿度が上がり逆効果になる場合があるため、通風を優先する）の活用

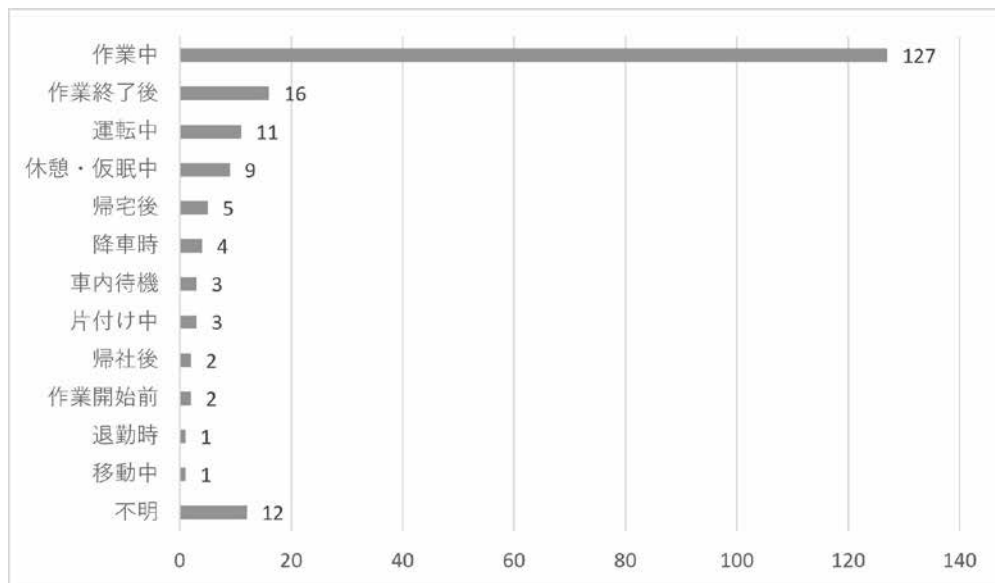


・トイレや休憩場所等、設備使用の協力要請（荷主庭先の場合）
などにより、作業環境に応じた対策を実施しましょう。

また、車内で熱中症を発症した事例も複数確認されました。
運転中に失神などの意識障害が生じると、重大な交通事故につながるおそれがあります。少しでも体調に異変を感じたら、無理をせず安全な場所に車を停止し、休憩を取りましょう。



発症したタイミング



発症したタイミングをみると、約65%が作業中に発症している一方で、作業終了後や休憩中に症状が現れた事例もありました。

事例の中には、「配達の遅れを気にして休憩を十分に取らなかった」「繁忙期で焦りがあり、休憩や水分補給をせず長時間連続して作業を続けた」など、業務量や責任感から無理を重ねてしまったケースが確認されました。

また、陸運業では一人で作業を行う場面が多く、周囲が体調の変化に気が付きにくいことや、自ら不調を申し出にくいことも課題です。タイマー等を活用して、喉の渇きや体調不良を感じる前に休憩を取ることや、バディ制（二人一組）による相互確認、ウェアラブル端末を活用した体調管理なども有効です。

さらに、運転中、エアコンの故障により車内温度が上昇し、熱中症を発症した事例がありました。これに関連して、「荷待ち中や休憩中にエンジンを停止した車内で過ごしていた」「エアコンの効かない荷台で休憩していた」など、十分な冷却ができない環境で過ごしたために熱中症を発症したと考えられる事例も確認されています。

アイドリングストップが求められるなど、エアコンを使用できない場合は、窓を開けて換気を行うほか、サンシェードや断熱シートで直射日光を遮るなど、車内温度の上昇をできるだけ抑えましょう。また、冷却ベストやファン付き作業服を活用するとともに、首筋や脇の下、足の付け根（鼠径部）など太い血管が通る部位を保冷剤等で冷やすと、効率よく身体を冷やすことができます。車内で危険を感じた場合は、無理をせず、空調の効いた場所へ避難しましょう。



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 3 混在作業とはどういうことですか？

A 3

- ◆ 混在作業とは、「一の場所」において、所属する会社が異なる労働者や個人事業者等が、近接し又は輻輳して各作業を同時に行われている状況のことをいいます。
- ◆ なお、同時に作業が行われない場合であっても、時間的に近接し、作業に起因する危険性又は有害性等が残存するおそれのある場合についても含まれます。

Q 4 連絡及び調整とはどのようなことを行うことですか？

A 4

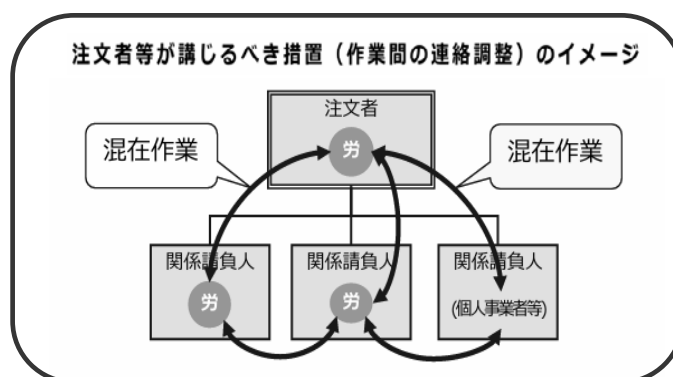
- ◆ 会議、書面、電子メール、その他適切な方法により行うことが認められますが、その内容が関係者に確実に安全作業連絡書等で伝達され、実際の作業に反映されていることが重要になります。
- ◆ 例えば、定常的に行われる作業については、当該場所における作業ルールをあらかじめ定め、それを周知しておくことや、非定常作業が発生する際に、当該作業を行う事業者等が危険箇所に誘導員を配置すること等が連絡及び調整に含まれます。

Q 5 請負関係がない場合はどうなるのですか？

A 5

- ◆ 請負関係がない場合は、「一の場所」において、混在作業が行われるときには、安衛則第643条の12第1項に基づき、随時、作業場所管理事業者等が事業を行う者相互間における連絡及び調整を行う必要があります。

(Q 1 3 参照)



作業場所管理事業者の講ずべき措置等に係る 労働安全衛生法改正のQ&A

Q 6 作業場所管理事業者の担当者と作業指揮者の関係はどうなるのですか？

A 6

- ◆ 作業場所管理事業者は、その管理する「一の場所」において混在作業が行われる場合には、労働災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、作業場所管理事業者と請負人との間及び請負人相互間における連絡及び調整を行わなければなりません。
- ◆ また、請負関係がない場合であっても、同一の作業場所において混在作業が行われるときは、作業場所を管理する事業者等は、随時、事業を行う者相互間における連絡及び調整を行わなければなりません。
- ◆ 一方、車両系荷役運搬機械等作業指揮者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合に、作業計画に基づき、当該作業の指揮を行う者です。
- ◆ また、積卸し作業指揮者は、構内運搬車又は貨物自動車への一の荷で100キログラム以上の荷の積み込み又は積卸し作業を行う場合に、当該作業について直接具体的な指揮を行う者です。
- ◆ このように、作業場所管理事業者の担当者と作業指揮者は、その役割が異なります。作業場所管理事業者が指定する担当者は、混在作業場所における事業者間の連絡及び調整を担うのに対し、作業指揮者は、自らが所属する事業者における個々の作業を安全に実施するための直接的な指揮を行います。したがって、両者の役割は異なりますが、それぞれの職務を適切に遂行できる体制が確保されていることを前提として、同一人が兼任することは差し支えありません。



災害事例
と
その対策

フォークリフトでの荷積作業中、車体から昇降しようとしてバランスを崩し墜落

- 1 事業の種類：運送業 営業所従業員80名
- 2 発生日時・場所：10月 11時頃・自社構内
- 3 被災者：フォークリフトオペレータ 50代 経験1年
- 4 傷病の程度：左手首骨折 左肘骨折、左腰部打撲

5 災害発生状況

被災者（フォークリフトオペレータ）は自社構内でフォークリフトを操作し、備車の運転者と共同でパレット荷12基をトラックへ積み込む作業をしていた。

作業は自社倉庫内で、先ず倉庫壁側に積み、次にフォークリフトが倉庫壁に積まれた荷とトラックの間に入り込み、右旋回してトラックに積み込む手順で行われた。作業は順調に進み最後の2基を残すだけになった。

被災者は、11基目のパレット荷を積み込むため、フォークで荷を上げながら右旋回した際、パレット荷が既に積み込まれていた荷に接触したのでフォークリフト作業を中断した。

荷と積み荷の状態を確認してもらおうと備車運転者に声をかけたが、備車運転者はトラック反対側で片付けをしていて気が付かなかった。

備車運転者が姿を現さないで、一人で確認するため、被災者はフォークリフト左前輪のフェンダーに足を、ヘッドガードに手をかけて勢いよく立ち上がろうとしたところ、頭部（ヘルメット着用）がマストに当たり、バランスを崩して体の左側面から落下した。

6 被災時の状況、行動及び心理等

(1) フォークリフトオペレータ（被災者）

- ・次の車両が待機していた。
- ・備車運転者がなかなか姿を見せず、荷の状態を早く確認したかった。
- ・荷と積み荷状態の確認は少し高い位置まで移動するだけで可能と考え、フォークリフトから降り、脚立を準備して荷台に上がるまでの必要はないと判断した。

7 原因

(1) 人の不安定な行動

- ・荷と積み荷の接触後、フォークリフトの

サイドブレーキは作動させていたが、エンジンは停止していなかった。

- ・荷と積み荷の状態確認に当たり、昇降設備等を使用せず、足元・手元が不安全な状態であった。
- ・とりあえずフェンダーに足を乗せ立ち上がれば確認できるので、昇降設備等を利用するまでのことではないと判断した。

(2) 管理面での不安全な要因

- ・フォークリフトオペレータと備車運転者の作業分担（積込中は声の聞こえる位置から離れない等）が明確になっていなかった。
- ・昇降設備等の使用をフォークリフトオペレータには徹底できていなかった。

8 安全対策

(1) 物の不安全な状態

- ・運転位置から離れる際は、エンジンを切り、逸走防止措置（輪止め等）を施す。
- ・手近なところに、脚立等の昇降設備を準備しておく。

(2) 人の不安全な行動

- ・確認のため等で視線を高くする必要があるときは昇降設備を使用する。
- ・焦らない。

(3) 管理の不安全な要因

- ・フォークリフトオペレータと備車運転者の役割分担（作業指揮者の選任等）を明確にする。
- ・フォークリフトの部材を利用した昇降はさせない。
- ・安全な確認方法（脚立の使用など）の教育と、焦って不安全な行動を起こさない作業管理を徹底する。



九州トラック交通共済協同組合

様々なリスクに備える商品やサービスをご用意

運送事業者の皆さまにワンストップで

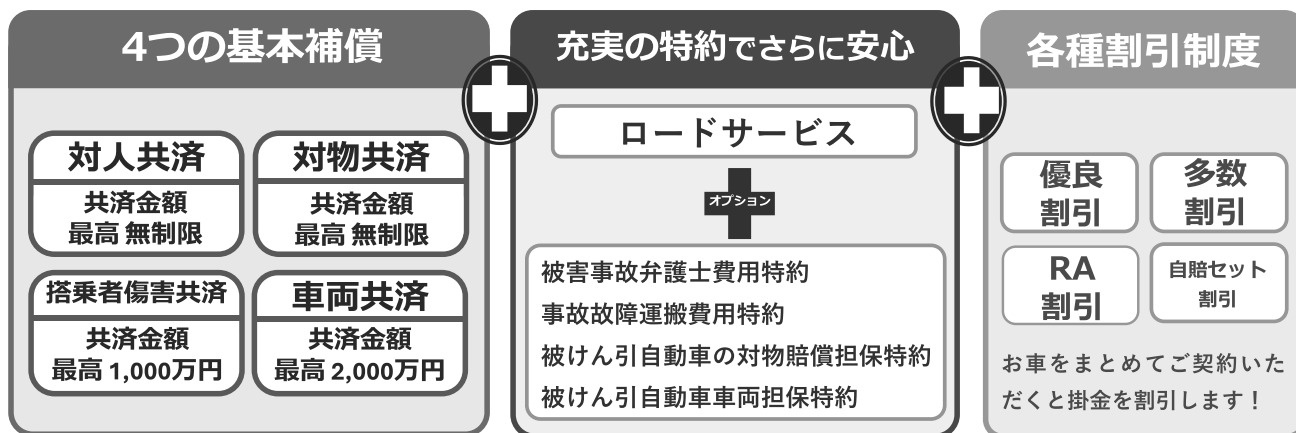
安心

をお届けします

安心その1

自動車共済

自動車事故による人や物の損害賠償、運転者等の補償、契約車両の損害に対する任意共済（保険）です。自動車を所有・使用・管理するリスクから皆さまをお守りします。



安心その2

自賠責共済

法律（自動車損害賠償保障法）によって、原則として全ての車両に加入が義務づけられている強制共済（保険）です。

自動車の運行によって「他人」を負傷させたり、死亡させたりしたために損害賠償責任を負った場合の損害に対して、共済金をお支払いします。

九州トラック交通共済で自賠責共済をご契約いただくメリット

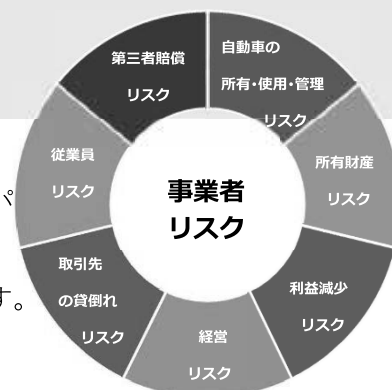
対人共済契約とセットでご契約いただくと、万一の事故連絡や共済金の請求手続きが九州トラック交通共済だけで済み、共済金を一括して速やかにお支払いすることができます。自賠責共済は最寄りの九州トラック交通共済の代理店にてお申し込みください。

安心その3

損害保険商品

ワンストップサービスで皆様をトータルサポート

損害保険代理店として、三井住友海上、東京海上日動火災、損害保険ジャパンの運送保険や業務災害補償、賠償責任保険などを取り扱っています。組合員の皆さまをとりまくリスクに備え、最適な保険プランをご提案します。現在ご加入中の保険の確認や、見直しなどもお気軽にご相談ください。



安心その4

共済独自の事故防止活動

組合員の皆さまが**無料**でご利用いただける安全推進サービス

安全運転講習会

初任運転者・事故惹起運転者の特別指導講習

一般講習（地域ごとの合同講習会・Gマーク取得支援）

個別講習（講師を派遣しての講習会）

可搬型適性診断機の貸出（一般適性診断）

安全教育のための動画視聴・DVD貸出

事故防止機器導入の助成

優良組合員および無事故運転者の表彰

その他の安全広報活動サービス

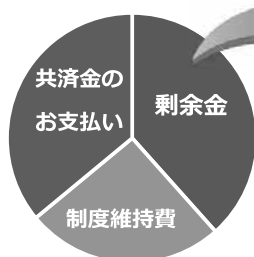
メリット

利用分量配当制度

九州トラック交通共済は「相互扶助」の理念のもとに事業を行っています。
健全経営に徹し、その結果生じた各事業年度における利益剰余金から、利用分量配当金として組合員の皆様にお支払いし、最大限に還元します。（配当率は利益剰余金により変動します。）

利益剰余金が生じないなど、利用分量配当がない年度もございますが、令和5年度までの14年間は連続で配当を行っています。

加入者の共済掛金



利用分量配当金として組合員の皆さまに還元します

配当実績： 3%～24%

※令和6年度は赤字決算により無配当となりました。

≪ 利用分量配当金 計算例 （A社の場合） ≫

共済掛金：4,000,000円／支払共済金：500,000円／
配当率：10%

利用分量：4,000,000円－500,000円＝3,500,000円

配当金：3,500,000円×10%＝ 350,000円

<お問合先>

九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051

長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階

TEL：095-808-0090

FAX：095-808-0127

担当 田崎

ご不明なことや、お悩み事がございましたら、お気軽にお問合せください。



諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



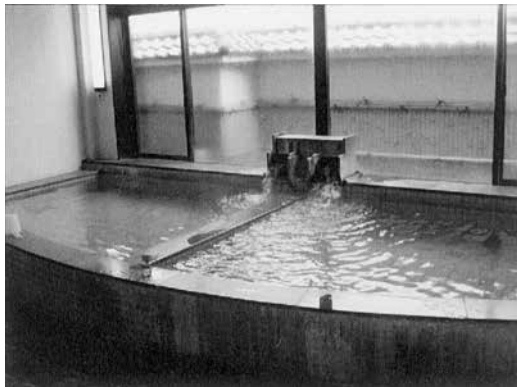
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,050円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,150円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に

取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: — —	※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名				単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)				1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)				1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)				1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)				1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)				1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)				1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)				1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)				1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)				1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★				1枚	33		
11	運行指示書				1冊(50セット)	※660		
12	運転者台帳(B5)				1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)				1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)				1冊	792		
15	作業指図書				1冊	176		
16	事故報告書(1セット)				1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★				4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	M26-120		M24-120	1個	880		
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120		L7-140				
		その他 ()						

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

※令和8年5月1日より変更

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名	TEL		
	FAX		
帳票類送付先	☐ にて下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
"長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届

★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】

〒851-0131 長崎市松原町2651-3
(公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日 /
	確認	

合計金額	入金日 /
------	----------

ながさきデコ活 やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」をこれから毎月紹介していきます。是非チェックして実践してみてくださいね。

9月の テーマ

『サステナブルなファッションを！』

～クールビズ&ウォームビズは当たり前～ 着るコト上手はエコ上手

クールビズ



涼しい素材を選んだら
暑い夏でもさらに快適！

ウォームビズ



重ね着は素材の組合せ
であっただか効果が倍増！

長く大切に



デザイン良し！
素材良し！
なら長く着られます！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

TEL：095-895-2512 長崎県ゼロカーボンアクション12

検索



デコ活
くらしの中のエコから

■ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12ってなに？

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるための、環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」
今すぐ取り組めるアクションをこれから毎月紹介していきますので、ぜひ実践してみてくださいね。

～クールビズ～

風通しが良く涼しい夏向けの素材にもこだわって、天然素材の服を選びましょう。

○夏向けの代表素材 「リネン（麻）」「オーガニックコットン（綿）」

・リネン（麻）は植物の茎で作られる素材。繊維の中が空洞になっており、丈夫な素材で長く着続けられます

・「オーガニックコットン（綿）」はコットンに比べて製造時の水消費が大幅に少ない環境にやさしい素材です

○服の作られ方にも目を向けよう！

CO2排出量の45%以上が原材料調達によるものです。

オーガニックコットンなどのサステナブルな素材を選ぶことで環境負荷を削減できます。

～ウォームビズ～

冬を暖かく過ごすための着こなしのポイントは「重ね着」です。重ね着をすると、服と服の間に空気の層（そう）ができるので、より暖かく保たれます。

○重ね着のポイント 1枚目 インナーは吸湿性のすぐれたものを着ましょう

2枚目 シャツやブラウスはゆったりめ度で空気の層を作りましょう

3枚目 カーディガンやセーターはふんわり繊維で保温効果を保ちましょう

4枚目 コートやジャケットで風通しをシャットアウトしましょう

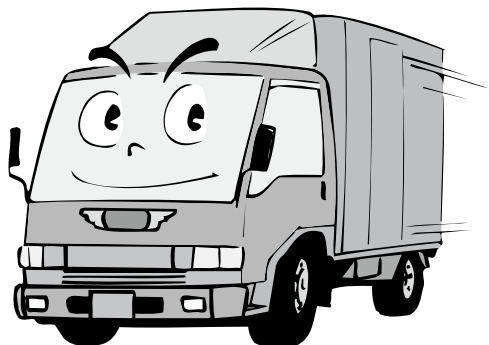
さらに！三つの首（首・手首・足首）を温めたら体はポカポカです。

お部屋でも上手に「重ね着」をしたら、寒い季節でも暖房器具の設定温度を下げ、電気代もお得になりますよ。二酸化炭素の排出量も削減できて一石二鳥！

～長く大切に～

一着を長く着るために品質を重視し、組合せがしやすいデザインの服など価格に見合う価値ある商品を購入しましょう。

素材に適したお手入れや、洗濯を心掛け長く着られるようにしましょう。



焦らない

指差し呼称で

一呼吸

(東北) ニッコー・ファインメック(株)

小山 尚也

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和7年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「運ぶ」を究め、運搬と生産のなかで
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新車づくりは生まれました。
「運ぶ」という輸送企業のビジネスにおいて、
トラックに託される様々なリスクも。
先進の機構やテクノロジーで早期に故障、低減し
より確かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店 〒851-0103 長崎市中里町1522番地1 Tel. 095-839-7500
 ■ 佐世保支店 〒859-3241 佐世保市有明町188番地1 Tel. 0956-59-3141
 ■ 島原営業所 〒859-1412 島原市有明町大三東乙84番地1 Tel. 0957-68-0500

Quon

人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342

佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147

<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)

日野レンジャー(中型トラック)

日野デュトロ(小型トラック)



九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
 佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
 島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



www.mitsubishi-fuso.com

三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 長崎支店

長崎サービスセンター / 長崎小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661
 佐世保サービスセンター / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311

島原サービスセンター / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110
 諫早サービスセンター / 諫早市小浜越町571 TEL:0957-23-5588